

平成27年12月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電子レンジに関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式）1件、カセットこんろ1件、
石油給湯機付ふろがま1件） | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電子レンジ1件、電気洗濯機1件、エアコン（室外機）1件） | 3件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち自転車1件、DVDレコーダー（ビデオ一体型）1件、
靴1件） | 3件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者
委員会合同会議（※）において、審議を予定している案件
該当案件無し | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

松下住設機器株式会社（現 パナソニック株式会社）が製造した電子レンジについて（管理番号A201500543）

①事故事象について

松下住設機器株式会社（現 パナソニック株式会社）が製造した電子レンジを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の内部部品（ダイオードブリッジ）に製造上のばらつきがあり、部品内部のはんだ部の劣化が進み、はんだクラックが生じたため、スパークが発生し、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、平成19年5月31日に新聞社告を掲載し、その後、平成21年7月に量販店の顧客情報を活用したダイレクトメールの送付と平成27年11月までに合計13回の新聞折り込みチラシの配布等を通じて、注意喚起を行い、対象製品について無償改修を実施しています。

③対象製品：機種・型式、製造期間、改修対象台数

機種・型式	製造期間	改修対象台数
NE-AB50	1988年12月～1991年 6月	73,960
NE-AT66	1989年 4月～1991年 2月	211,993
NE-A555	1989年 4月～1991年 7月	298,091
NE-AT70	1989年12月～1991年12月	312,011
NE-P300	1990年 2月～1990年 5月	19,046
NE-P500	1990年 1月～1991年10月	131,943
NE-A575	1990年 9月～1991年 7月	93,972
NE-OT1	1991年 1月～1991年12月	134,773
NE-AC50	1991年 1月～1992年 9月	114,604
NE-AC60	1991年 7月～1992年 7月	128,286
NE-OT2	1991年12月～1992年12月	126,582
NE-AT80	1991年12月～1993年12月	286,479
合 計		1,931,740

2007年（平成19年）5月31日からリコール（無償改修）を実施
改修率：23.0%（2015年11月30日時点）

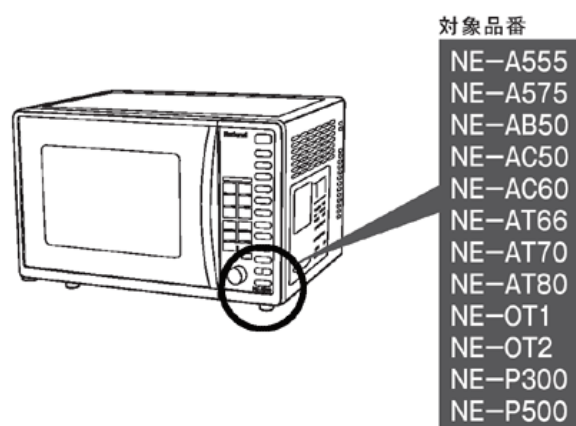
<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号A201500543）発生以前の、同社の当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2015年度	0	—	2012年度	2	火災
2014年度	0	—	2011年度	2	火災
2013年度	0	—	2010年度	3	火災

＜対象製品の確認方法＞

製品の正面右下に表示されている品番を御確認ください。



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ製造事業者の行う無償改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社

電話番号：0120-871-682

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://sec.panasonic.co.jp/ap/info/ssl/product/index.htm>

（本発表資料の問合せ先） 消費者庁消費者安全課
（製品事故情報担当） 担当：木原、清重
電話：03-3507-9204（直通）
FAX：03-3507-9290

（松下住設機器株式会社（現 パナソニック株式会社）が製造した電子レンジについての発表資料に関する問合せ先）

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室
担当：下出、大塚 電話：03-3501-1707（直通）
FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500545	平成27年11月30日	平成27年12月4日	石油ストーブ(開放式)	RCA-206	株式会社トヨミ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から20年以上経過した製品
A201500546	平成27年11月14日	平成27年12月4日	カセットこんろ	K-32	東邦金属工業株式会社 (輸入事業者)	火災 軽傷2名	当該製品を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山形県	
A201500547	平成27年11月19日	平成27年12月4日	石油給湯機付ふろがま	RQE31Y	TOTO株式会社(製造:東陶ユプロ株式会社(解散))	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	製造から10年以上経過した製品 平成27年12月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500543	平成27年11月16日	平成27年12月4日	電子レンジ	NE-A555	松下住設機器株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故原因は、現在、調査中であるが、当該製品の内部部品(ダイオードブリッジ)に製造上のばらつきがあり、部品内部のはんだ部の劣化が進み、はんだクラックが生じたため、スパークが発生し、出火に至ったものと考えられる。	広島県	製造から20年以上経過した製品 平成27年11月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成19年5月31日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:23.0%
A201500548	平成27年11月16日	平成27年12月4日	電気洗濯機	AW-E70HVP	株式会社東芝(現 東芝ライフスタイル株式会社)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	大阪府	製造から15年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500549	平成27年11月15日	平成27年12月4日	エアコン(室外機)	AO22GPB	株式会社富士通ゼネラル (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	製造から10年以上経過した製品 平成27年11月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A201500541	平成27年10月23日	平成27年12月3日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、右手指を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年11月28日
A201500542	平成27年10月5日	平成27年12月3日	DVDレコーダー(ビデオ一体型)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年11月24日
A201500544	平成27年11月3日	平成27年12月4日	靴	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、右足をひねり、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年11月24日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

電気洗濯機（管理番号：A201500548）



エアコン（室外機）（管理番号：A201500549）

